

## 令和 2 年度東京電力福島第一原子力発電所における 実施計画検査の基本方針

令和 2 年 4 月 1 日  
原子力規制庁

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第 2002124 号。以下「実施要領」という。）において、原子力規制委員会の承認を受けて作成することとしている東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査<sup>1</sup>の基本方針について、令和 2 年度においては、検査の着眼点（実施要領において規定する「検査の着眼点」をいう。以下同じ。）を踏まえ、以下のとおり、各検査の担当課等において作成することとしたい。

各担当課等は、本方針を基に令和 2 年度の実実施計画検査の実施に係る計画を作成するものとする。

### 1. 施設定期検査（担当：専門検査部門）

実施計画において認可され供用を開始した施設のうち、供用期間中に求められる機能を担う機器について、実施計画に定めている要求される機能を発揮できる状態であるかを検査する。

特に、検査の着眼点のうち、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスクマップ」という。）及び特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項を踏まえ抽出した施設並びに東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況を踏まえ抽出した施設等については重点項目とし、可能な限り事業者が実施する検査への立会による検査を実施する。

### 2. 保安検査（担当：東京電力福島第一原子力発電所事故対策室及び福島第一原子力規制事務所）

事業者の保安活動が、実施計画に従って適切に行われているかについて、特に以下を重点項目とし、確認する。

- 3号機使用済燃料プールからの燃料取り出し等、リスクマップにおいて今年度の主要な目標として掲げている事項
- 福島第一廃炉推進カンパニーの体制強化等、特定原子力施設監視・評価検討会において議論・指摘のあった主要な事項
- 放射線管理や火災防護等、これまでの保安検査において指摘事項や不適合が確認された事項のうち、特に監視が必要な事項
- 今後発生するトラブルや特定原子力施設監視・評価検討会において取り

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査（施設定期検査）、同第 3 号に規定する検査（保安検査）及び同第 4 号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

上げられる事項のうち、廃炉作業の安全かつ着実な実施に対し特に影響  
が大きいと考えられる事項

**3. 核物質防護検査**（担当：核セキュリティ部門）

事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」とい  
う。）が、実施計画検査の結果を踏まえ、実施計画に従って適切に行われている  
かについて、特に以下を重点項目とし、確認する。

- 個人の信頼性確認制度
- 核物質防護訓練
- 防護措置の定期的な評価・改善

以 上

## ○東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第 2002124 号）抜粋

### 4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画

#### 4.1 年度方針の作成、承認及び公表

実施計画検査のうち施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の実施に当たっては、年度の開始前に、各検査を担当する課等及び福島第一原子力規制事務所（以下「担当課等」という。）において、実施計画検査の実施において着眼すべき事項（以下「検査の着眼点」という。）を踏まえ、当該年度における実施計画検査の基本方針（以下「年度方針」という。）を作成し、原子力規制委員会の承認を受ける。原子力規制委員会の承認を受けた年度方針は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）に関する詳細な情報を除き公表する。

なお、検査の着眼点は以下に掲げる事項を含めることとする。

- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスク低減目標マップ」という。）
- 前年度の実実施計画検査の結果
- 規則第 12 条第 9 号に基づき報告される規則第 12 条第 8 号に規定する事業者による検査の計画（以下「事業者検査計画」という。）
- 特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項
- 福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況

#### 4.2 年度検査計画の作成、通知及び公表

担当課等は、検査の着眼点を踏まえつつ、原子力規制委員会の承認を受けた年度方針に基づき、当該年度における施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査の実施に係る計画（以下「年度検査計画」という。）を作成し、当該計画に従って実施計画検査を実施する。なお、福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルが発生した場合には、年度検査計画にかかわらず、個別に要否を判断の上、必要な検査（法第 68 条第 1 項に規定する立入検査。以下「追加的な検査」という。）を実施する。

作成した年度検査計画は、核物質防護検査以外の検査に係るものについては、担当課等において調整の上、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長名、核物質防護検査に係るものについては、安全規制管理官（核セキュリティ担当）名で、それぞれ事業者へ通知するとともに、防護措置に関する詳細な情報を除き公表する。

#### 4.3 年度検査計画の変更

年度検査計画を作成後、事業者の活動計画が大幅に変更となった場合は、必要に応じて、年度検査計画を変更し、変更後の事業者の活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。